

ゆいゆい八重瀬しあわせプラン

第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画

平成30年度～平成35年度

（2018年～2023年）

【概要版】



平成30年3月



八重瀬町・八重瀬町社会福祉協議会



地域福祉とは



私たちの住んでいる地域には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしています。介護を必要としている高齢者や障害者、子育てや介護に悩む家族など、ちょっとした手助けが必要な人がいます。また、ひとり暮らしで話し相手のいない人、慣れない地域での生活に悩みや不安を多く抱える人もいます。このような人たちを地域の繋がりの中で支え合うことができれば、多くの人々が安心して暮らせるまちになるはずです。

こうした町民の助け合いと、行政の施策や社会福祉協議会などの関係機関の福祉サービスを上手に組み合わせ、みんなで自分たちのまちを暮らしやすくしていく取組みを「地域福祉」と言います。

計画の背景

地域福祉を進めるにあたっては、地域で暮らす全ての人々が、人として尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、その人らしく、安心のある生活が送れるように、地域全体で支え合う共生社会の実現に向けた取組みが強く求められます。

この度、前計画に基づく地域福祉に関わる取組みの実施状況や社会経済情勢、町民ニーズなどの変化を踏まえつつ、平成30年度以降の地域福祉推進の基本的方向性と具体的な取組みについて明らかにしていくものとして、「第1次八重瀬町地域福祉（活動）計画」を見直し、「第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画」を策定することとしました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは



本町では、地域福祉の方向性について総合的かつ体系的に示す性格を持つ地域福祉計画と、地域福祉を担う社会福祉協議会の具体的な活動方針等を定める性格を持つ地域福祉活動計画が相互に連携し、整合性を保つ必要があることを踏まえ、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。

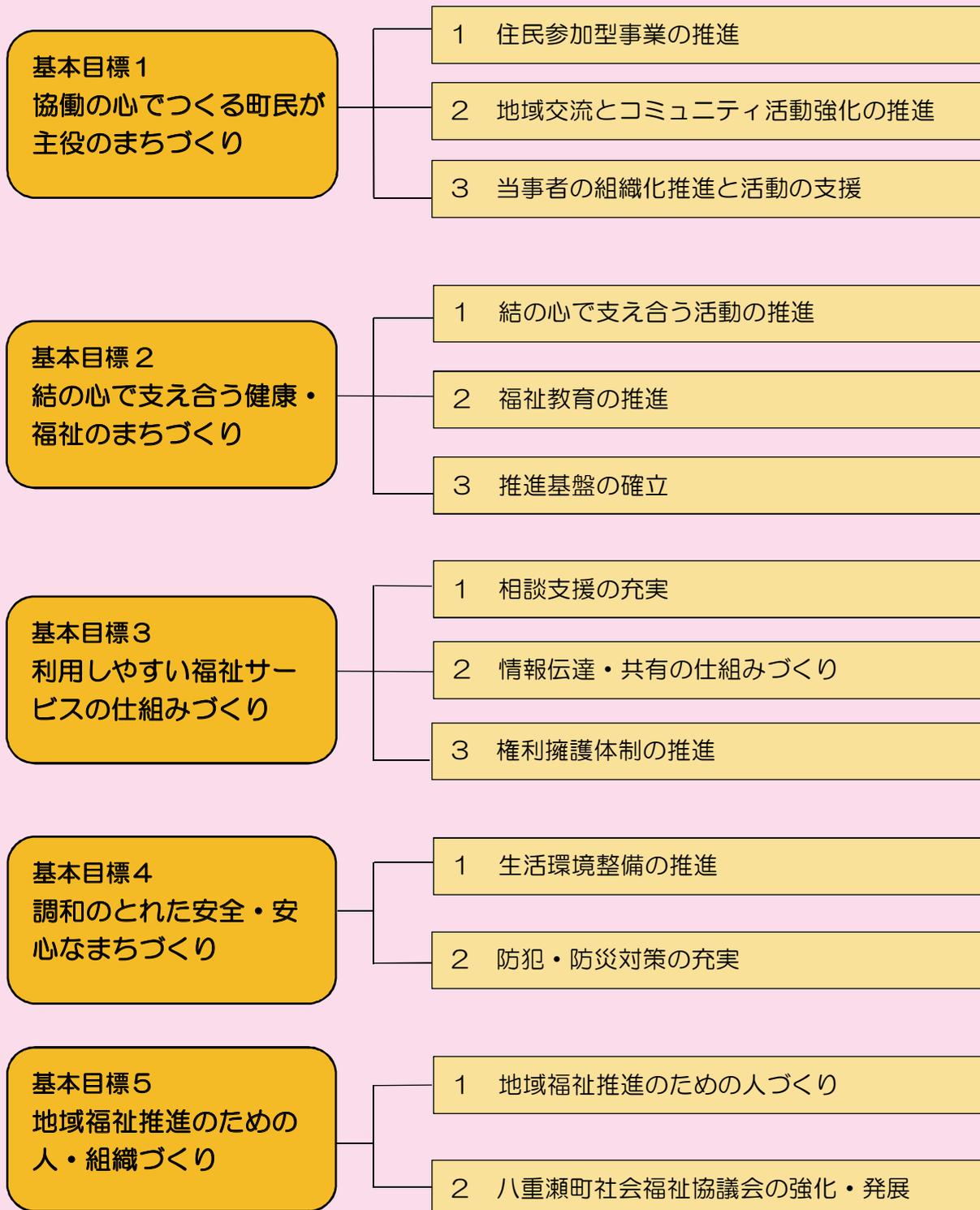
地域福祉計画は、住民参加を得ながら、何らかの支援を必要とする住民等を含め地域の課題点や課題などの状況を把握し、住民の主体的な福祉活動や福祉関係団体等とのネットワークの構築などによって、必要なサービスの提供や支援体制のあり方等を示す行政計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画が示す個別施策の基本指針に基づき、住民主体の福祉活動や福祉関係団体等の具体的な活動内容及び支援施策のあり方を示すものとして、福祉活動の中核を担う社会福祉協議会が策定する計画です。

基本理念

地域住民を主体として、結の心で支え合う ふれあいのまちづくり

【主要施策】



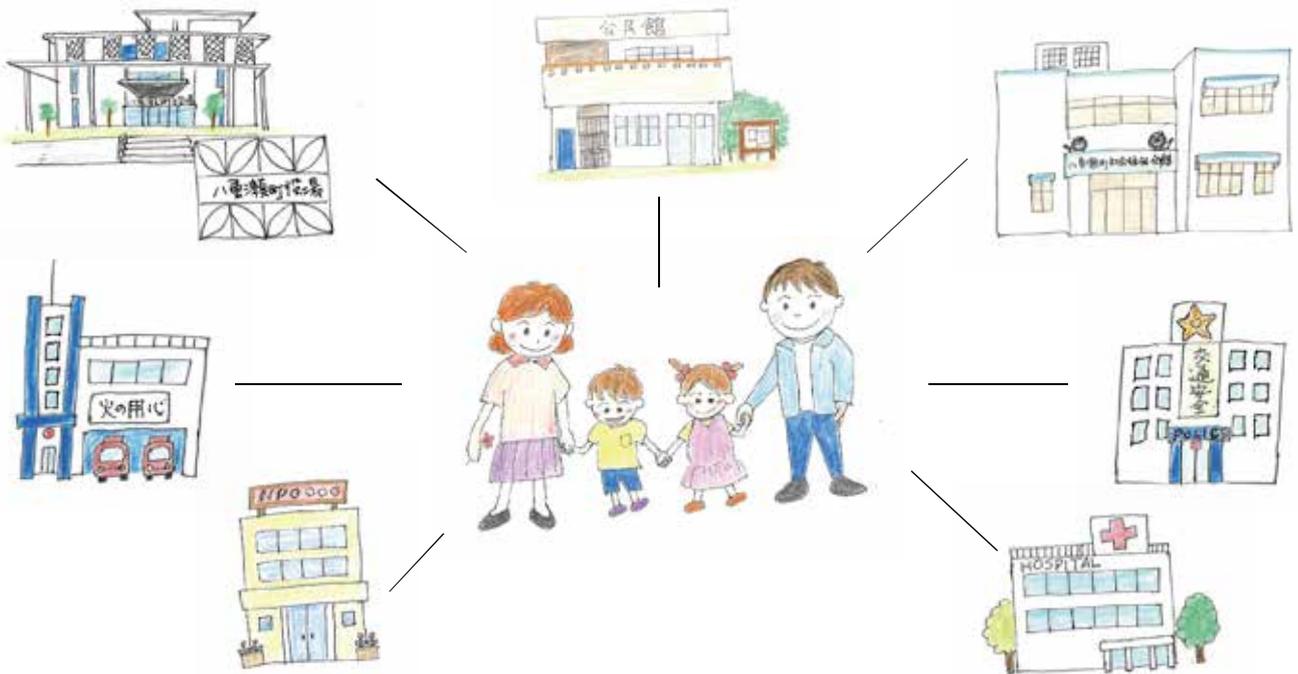
基本目標 1 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、町民の自主的・主体的な地域福祉活動が欠かせません。町は、その基盤整備として、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、町民と協働して取組みを進めていきます。また、保健福祉の相談体制など地域福祉推進の体制づくりを町民との対話を図りつつ進めていきます。

主要施策	推進の方向性
住民参加型事業の推進	(1) 住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援 (2) 配食サービスの推進 (3) 介護予防事業の充実・強化 (4) 子育て支援の推進 (5) 障害者の社会参加促進
地域交流とコミュニティ活動強化の推進	(1) 地域住民、当事者、他関係機関との地域課題の把握と共有 (2) 地域活動やボランティア団体等各種コミュニティ活動の支援 (3) 字・自治会への加入促進
当事者組織化推進と活動の支援	(1) 当事者団体の活動支援・リーダー養成

地域で取組みましょう

- ◆ 地域の子どもは、地域で守り育てていけるよう子育て支援に積極的に参加し協力しましょう。
- ◆ 地域に暮らす主体者として、障害者と共に支え合っていきましょう。
- ◆ 地域懇談会や集会に積極的に参加して、地域福祉の課題を把握し、住民同士話し合いながら共有化を図り、解決策を検討していけるような体制づくりに取組みましょう。
- ◆ 積極的に字・自治会活動に参加して、字・自治会内で顔が見える関係をつくりましょう。



基本目標2 結の心で支え合う健康・福祉のまちづくり

地域に住む住民同士が子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ることで、自分らしくいきいきと暮らし、みんなが手をつなぎ支え合い、助け合う地域社会をつくりまします。

また、住民や地域の福祉推進団体等を中心にネットワークづくりを進め、地域の問題を地域で支え合い解決できるようなまちづくりを進めます。

主要施策	具体的な取組み
結の心で支え合う活動の推進	(1) 見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進 (2) 小地域活動における助け合い活動の推進
福祉教育の推進	(1) 子ども対象の福祉教育の推進 (2) 住民対象の福祉教育の推進
推進基盤の確立	(1) 地域福祉推進資源の強化 (2) 職員の資質向上 (3) 研修制度の強化、専門職員の配置・育成

地域で取組みましよう

- ◆ 地域の見守り活動に積極的に参加し、地域住民間の結束力を高め、様々な地域課題について検討解決のために取組むことのできる地域組織の基盤づくりに努めましよう。
- ◆ 園児、児童、生徒は積極的に福祉教育に関する事業に参加し、福祉の大切さを学びましよう。
- ◆ 町内の各種イベントなどに参加し、積極的に町や町社協の福祉活動などに関心を持つようになましよう。

基本目標3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

地域で自分らしく安心して暮らすことを誰もが望んでいます。そのためには、分かりやすく正確な情報を必要な人が必要なときに利用して自己決定できると共に、安心して自らの情報を発信できることが必要です。このような情報を共有する仕組みづくりに取組みまします。

主要施策	具体的な取組み
相談支援の充実	(1) 相談体制の確立
情報伝達・共有の仕組みづくり	(1) 情報提供体制づくりの推進
権利擁護体制の推進	(1) 苦情解決仕組みづくりの推進 (2) 権利擁護の仕組みづくりの推進 (3) 虐待防止の仕組みづくりの推進

地域で取組みましよう

- ◆ 生活上の困っていることなどについて、公的な支援が必要であることや自身で解決が難しい場合には、身近な機関や地域の民生委員・児童委員、地区推進員などに相談しましよう。
- ◆ 虐待等が懸念される場合は、迅速に情報を関係機関等に伝えましよう。

基本目標 4 調和のとれた安全・安心なまちづくり

ユニバーサルデザインの視点で、バリアフリー整備を推進すると共に、災害時行動要支援者を含めた防災対策や防犯対策の充実を図り、安全と安心のある地域づくりに取り組みます。

主要施策	具体的な取組み
生活環境整備の推進	(1) バリアフリー化の推進 (2) 移動交通手段の整備
防犯・防災対策の充実	(1) 防犯対策の強化 (2) 災害時避難行動要支援者対策の充実 (3) 地域防災体制づくりの推進

地域で取り組みましょう

- ◆障害者専用駐車しない、点字ブロックを塞がないなど町民自身がバリアフリーに対する認識を高め、生活環境のバリアフリー化に対する提案をしましょう。
- ◆防災に関する情報収集と住民同士で情報共有できる体制に努め、日頃から生活必需品の備蓄や防災グッズを揃え、非常時に備えましょう。

基本目標 5 地域福祉推進のための人・組織づくり

地域の福祉課題を解決するために中心となって取り組んでいただくための人材育成を目的とした研修等を実施します。

地域福祉を推進する上では、町社協の役割が極めて重要となります。

福祉活動を主体とした、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくためにも、町社協の存在意義や事業等への理解を促進すると共に、町社協組織の充実・強化を図ります。

主要施策	具体的な取組み
地域福祉推進のための人づくり	(1) 民生委員・児童委員の資質向上
八重瀬町社会福祉協議会の強化・発展	(1) 八重瀬町社会福祉協議会の認知度向上 (2) 安定的財源の確保 (3) 八重瀬町社会福祉協議会の基盤強化

地域で取り組みましょう

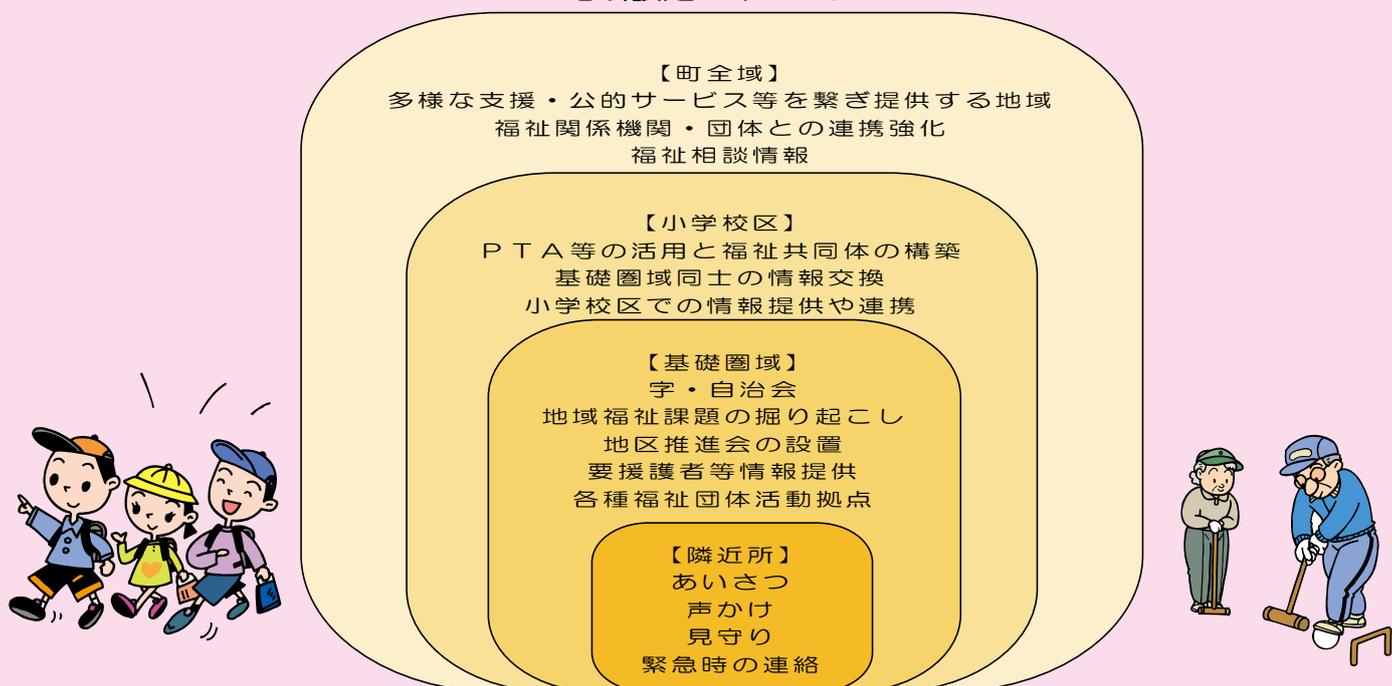
- ◆地域住民は、民生委員・児童委員、地区推進員の役割や活動を理解し、共に地域の助け合い活動に参加しましょう。
- ◆町社協の存在意義や事業等を正しく理解し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて積極的に小地域活動に参加しましょう。
- ◆コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、地域の福祉課題解決に向けた体制づくりに協力しましょう。

計画における地域の範囲

本町は、平成18年1月1日に旧2町村（東風平町、具志頭村）が合併した地域です。社会福祉協議会では平成19年4月1日より、職員数に応じた独自の福祉圏域を7か所に設定し地区毎にワーカーを配置する地区ワーカー制をスタートしました。しかし、町民自体が地区名や担当ワーカーを知らないなど課題が見えてきました。そこで、平成25年4月1日より7圏域を小学校区毎の4圏域に改め、4名の地区ワーカー制に再編しました。

本計画では住民相互の支え合いという個別活動や生活課題に対応した福祉サービスの提供を効率よく推進し、多様な関係機関との連携や協働を図るため個々の取組みに応じた活動の範囲となる「圏域」を以下のように設定します。

地域設定のイメージ



《町全域》

- ・八重瀬町全域として公的サービス等を提供する範囲として設定。

《小学校区（中圏域）》

- ・小学校区を範囲として、町域内を4地区に設定。
- ・地区ワーカーを小学校区ごとに配置し、P T A組織等を活用しながら、地域コミュニティづくりへ繋げていく範囲として設定。

《基礎圏域（小圏域）》

- ・行政区（字・自治会）を範囲として設定。
- ・字・自治会を軸として、地区推進員を配置。「基礎圏域」として、公民館での事業（ミニデイ等）や字・自治会単位で組織されている各種団体（老人クラブ、女性会、青年会、子ども会等）を支援しながら地域コミュニティ形成に繋げる範囲として設定。

《隣近所》

- ・隣近所という、最も身近な範囲を単位として設定。
- ・要援護者等の把握体制、情報提供の源としての範囲として設定。



計画の進捗管理・評価体制の構築

①町民との協働による進捗管理体制

地域福祉（活動）計画は、町民との協働を前提として各地域の個別課題や地域課題を把握すると共に、具体的な推進方策等について町民ワークショップを開催し検討しました。

町民は、地域のおよき理解者であり、また地域福祉の担い手であります。地域福祉（活動）計画の進捗状況等に対する町民の意見や要望などを十分に反映させるため、定期的なワークショップの開催などによる進捗管理体制を構築します。

②「八重瀬町地域福祉（活動）計画策定評価委員会」による評価体制の構築

地域福祉（活動）計画に掲げられた具体的な事業及び評価指標の達成状況等に対し、サービス利用者の視点や地域福祉に関わる専門的立場から全体的な評価と進捗に対する提言を行う体制づくりが必要となります。そのため、「八重瀬町地域福祉（活動）計画策定評価委員会」による総合的な評価体制を構築します。

計画の評価体制

八重瀬町地域福祉（活動）計画 策定評価委員会

構成員：学識経験者、関係団体、住民代表、県社協職員等

報告

提言

事務局：八重瀬町役場 社会福祉課
八重瀬町社会福祉協議会

町民意見の反映

ワークショップ等の開催

- ・民生委員・児童委員定例会
- ・地区推進会
- ・やえせ支え合いづくり協議体
- ・小学生ボランティア研修会
- ・中・高校生ボランティア研修会
- ・その他

第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画 【編集・発行】

■八重瀬町役場 社会福祉課

〒901-0492 八重瀬町字東風平1188番地

TEL 098-998-9598 FAX 098-998-7164

URL：<http://www.town.yaese.lg.jp/>

■八重瀬町社会福祉協議会

〒901-0401 八重瀬町字東風平1318番地1 町社会福祉会館内

TEL 098-998-4000 FAX 098-998-8999

URL：<http://yaeseshakyo.com/>



町イメージキャラクター
「シーちゃん」



町社協イメージキャラクター
「クックル」